

クオリファイングトーナメント規定

本規定は、LPGAが実施するクオリファイングトーナメント(以下「QT」という。)の実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定めるエントリー要項及び実施要項の定めによるものとする。また本規定、別途定めるエントリー要項及び実施要項に記載されていない新たな事項が発生した場合、全ての決定権はLPGAが保有している。

第1条(クオリファイングトーナメント)

QTとは、ファーストQT、セカンドQT、サードQT、ファイナルQTの総称をいう。

第2条(出場資格)

1. QTの各ステージに出場する資格を有する選手は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	出場資格要件
ファーストQT	① 原則としてQT開催年度4月1日時点で満18歳以上の女子(出生時)
セカンドQT	① LPGA会員 ② 当該年度TP単年登録者 ③ ファーストQTからの進出者 ④ 上記以外でLPGAが承認した者
サードQT	① 当該年度の週番号第43週に開催されるLPGAツアーの競技終了時点のLPGA賞金ランキング70位までの者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ② 当該年度ステップ・アップ・ツアー各競技の優勝者(臨時プロ登録者を含む。) ③ 当該年度ステップ・アップ・ツアー賞金ランキング6位から10位の者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ④ セカンドQTからの進出者 ⑤ 上記以外でLPGAが承認した者
ファイナルQT	① 当該年度の週番号第46週に開催されるLPGAツアーの競技終了時点のLPGA賞金ランキング56位から60位の者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ② 当該年度のLPGAツアーのシード選手で、翌年度のシード権を獲得できなかった者 ③ 当該年度トーナメント特別保障制度適用者で、翌年度のシード権を獲得できなかった者 ④ 当該年度ステップ・アップ・ツアー賞金ランキング2位から5位の者(いかなる場合においても、繰り下げは行わない。) ⑤ サードQTからの進出者 ⑥ 上記以外でLPGAが承認した者

2. サードQT及びファイナルQTの1会場あたりの出場人数は、原則として102人までとする。ただし、サードQTにおいては、セカンドQTからの進出者の比率を同比率にするため、102人に満たない場合がある。

第3条(競技方法)

各ステージの競技方法は、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	競技方法
ファーストQT	① 3日間・54ホールストロークプレー ② 18ホールで競技成立とするが、期間中に18ホールを消化できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。
セカンドQT	① 3日間・54ホールストロークプレー ② 順位がタイの場合は「第3ラウンドのスコア→第2ラウンドのスコア→第3ラウンドの18番ホールからのカウントバック」により順位を決定する。 ③ 18ホールで競技成立とするが、期間中に18ホールを消化できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。
サードQT	① 3日間・54ホールストロークプレー ② 順位がタイの場合は「第3ラウンドのスコア→第2ラウンドのスコア→第3ラウンドの18番ホールからのカウントバック」により順位を決定する。 ③ 54ホールで競技成立とするが、予備日を使用してもなお54ホールを消化出来なかった場合のみ、36ホールで競技成立とする。
ファイナルQT	① 4日間・72ホールストロークプレー ② 順位がタイの場合は「第4ラウンドのスコア→第3ラウンドのスコア→第2ラウンドのスコア→第4ラウンドの18番ホールからのカウントバック」により順位を決定する。 ③ 72ホールで競技成立とするが、予備日を使用してもなお72ホールを消化出来なかった場合のみ、54ホールで競技成立とする。

第4条(次ステージ進出者)

1. ファーストQTからは、各会場とも出場人数の20%タイまでの者がセカンドQTに進出する。ただし、ファーストQTの出場人数の合計が500人を超えた場合は、セカンドQTへの進出人数は全会場合計で100人を上限とするものとする。各会場からの進出人数については、各会場で掲示を行う。
2. セカンドQT及びサードQTからは、各会場上位者が次ステージへ進出する。各会場からの進出人数については、各会場で掲示を行う。

第5条(QTランキングリスト)

1. QTランキングリストとは、TP登録者をQTの成績上位順に並べたリストをいう。
2. QTランキングリストの順位決定は、下記の事項に従いLPGAにより行われるものとする。
 - ① セカンドQT及びサードQTにおいて、成績順位が付き、次ステージに進出できなかった者の優先順位は、トーナメント事業部で決定する。
 - ② セカンドQTの欠場者を除き、QTにおいて成績順位が付かなかった者の優先順位は棄権、失格、欠場の順とする。
 - ③ 棄権者、失格者、欠場者が各々複数いた場合の順位は、出場資格要件の上位順で順位を決定する。同じ出場資格要件の選手が複数いた(例:サードQTからの進出者が複数)場合は、トーナメント事業部で決定する。
 - ④ 特別保障制度適用者が、欠場年に出場したLPGAツアーの競技において獲得した賞金額及び復帰後の保障競技で獲得した賞金額の合計が欠場年度賞金ランキング50位以内に相当する額に満たず、復帰年のQTランキングを希望する場合、順位はファイナルQT最下位者の次順位とする。当該選手が複数いる場合は、欠場年度の賞金シード優先順位順とする。(トーナメント特別保障制度第8条)
3. QTランキングリストに基づき、翌年度のLPGAツアー競技(ただし、別途定められるリランキング制度において定められる第1回目のリランキング実施競技の直前の競技までとする。)及びLPGAステップ・アップ・ツアー競技への出場資格が付与される。

第6条(エントリー)

1. QTに出場を希望する出場有資格者(以下「出場希望者」という。)は、エントリーの手続きをマイページ(LPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するLPGAトーナメント専用ウェブサイトをいう。)にて行うものとする。
2. 出場希望者は、各ステージでLPGAが定める方法、締め切り日までにエントリーの手続きを行わなければならない。締め切り日以降のエントリーは、理由の如何を問わず一切受け付けない。
3. 出場希望者は、各々に指定されている締め切り日までにマイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかによりエントリーフィを支払わなければならない。
4. QTの各ステージのエントリーフィは、それぞれ次の表に定める通りとする。

ステージ	エントリーフィ(LPGA会員)	エントリーフィ(LPGA会員以外)
ファーストQT	—	50,000円(消費税別)
セカンドQT	40,000円(消費税別)	50,000円(消費税別)
サードQT	50,000円(消費税別)	100,000円(消費税別)
ファイナルQT	50,000円(消費税別)	100,000円(消費税別)

5. エントリー受け付け後のエントリーフィは、次の各号に定める場合を除き返還されないものとする。
 - ① エントリーを行ったステージの次ステージの出場資格を得た場合(エントリーを行ったステージに出場して次ステージの出場資格を得た場合を除く。)
 - ② エントリー締め切り日までに、LPGAにエントリーの取り消しを申し出た場合
6. 出場希望者のエントリーの内容に虚偽の記載又は誤りがあった場合には、その事実が発覚した時点で出場資格を失うものとする。
7. 出場希望者のエントリーの手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、LPGAはその責任を負わないものとする。
8. 出場希望者へのエントリー受け付け後の、LPGAからのQTに関する通達は、原則マイページにて行うものとし、出場希望者が確認を怠り、通達を確認できなかったとしても、LPGAはその責任を負わないものとする。
9. 出場希望者は、エントリーに際してLPGAが取得する当該出場希望者の個人情報、次に各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。

- ① LPGAトーナメント規約第5条に定めるLPGAトーナメント、QT、LPGAプロテスト規定に定めるLPGAプロテスト、その他競技(以下「対象競技」という。)の開催及び運営を行うため
- ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
- ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
- ④ 対象競技参加者の氏名及びプロ・アマの別、所属(所属クラブもしくは企業名、または学生の場合学校名及び学年)、競技結果を、主催者その他関係者(報道関係者を含むがこれに限らない)に対して適宜の方法により提供するため

第7条(レジストレーション)

1. QTに出場する選手(以下「選手」という。)は、当該競技の本戦の第1日目の前日(指定練習日)の第1組スタート1時間前から午後5時まで(ただしLPGAは、受付開始時間を予告なく早めることがある。)に、当該競技の会場内のLPGAルームにおいて、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の出場資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。

第8条(現地ウェイティングシステム)

QTに現地ウェイティングシステムを適用する場合は、各実施要項に別途定める。

第9条(選手帯同者)

1. 選手は、ファイナルQTのみ帯同キャディーをつけてプレーすることができる。
2. 選手は、年間登録コーチ、年間登録トレーナー、年間登録マネージャーを帯同することができる。コーチ、トレーナーにおいては、臨時登録をすることができるが、コーチは5,000円(消費税別)、トレーナーは10,000円(消費税別)の登録料を支払わなければならない。トレーナーは会場内にコンディショニングルームの準備がある場合、利用することができるが、利用にあたっては、他の利用者に充分配慮しなければならない。混み合っている場合は、譲り合わなければならない。
3. 日本語対応に支障がある選手は、日本語の通訳ができる通訳者を、当該選手自身の責任及び費用において、1選手あたり1人以上選定し、競技期間中帯同しなければならない。
4. 指定練習日に限り、コーチはコース内に立ち入ることができる。トレーナー、マネージャー及び通訳者はコース内に立ち入ることはできない。

第10条(肖像権・放送権等)

選手は、その出場するQTに関して、LPGA又はLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場トーナメントに関する肖像権、著作権をすべてLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場トーナメントの指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該出場トーナメントの開催会場内とする。

第11条(ルール・マナー)

選手は、次の各事項を遵守しなければならない。LPGAは、第12条の定めにかかわらず、選手が本条に違反した場合、当該選手に弁明の機会を与えることなく即座に会場からの退場を命ずることができる。

- ① 指定練習日以外にプレーを希望する者は、必ずゴルフ場に問い合わせを確認し、一般プレーヤーに迷惑を掛けないようプレーをすること。(球を2球打つことや、後続組を待たせてホールアウトしたグリーンで練習したりしてはいけない。)
- ② 選手は、QT会場でジーンズ、迷彩柄のウェア、ポケットが膨らむヒダ付きカーゴタイプのパンツ及びスカート(レインウェアを含む)を着用してはならない。選手が、トレーナーを着る場合は襟を出すか上着を着なければならない。ミュール及びサンダルを着用してはならない。ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツに限り、着用することができる。但し、入退場時を含むクラブハウス内においては、上着(ブレザー、ジャケット等)を着用すれば、ゴルフメーカーがゴルフウェアとして販売しているTシャツでなくても着用することができる。
- ③ 日本語対応に支障がある選手は、第8条第3項に定める通り、日本語の通訳ができる通訳者を帯同しなければならない。
- ④ 刺青(イレズミ)、タトゥーを施してはならない。

- ⑤ プレーヤーとしてあるまじき態度をとってはならない。
- ⑥ その他、LPGAが各ステージ及び各会場で定める事項。

第12条(禁止事項)

QTに出場した者(エントリーをしたが出場しなかった者を含む。以下本条内において「QT出場者」という。)が、次の行為をしたとLPGAが認めるときは、LPGAは、当該QT出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を与えた上で、QTその他のLPGAの競技への一定期間の出場の禁止又は出場資格の取消その他の処分を科すことができる。

- ① 本規定、エントリー要項及び実施要項その他LPGAの規定に違反する行為
- ② 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、LPGAローカルルールおよび競技の条件に違反する行為
- ③ 正当な理由なしに競技を欠場又は棄権する行為
- ④ QT出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- ⑤ その他LPGAの名誉、信用を損ない、又はゴルファーとしての品位を損なう行為
- ⑥ 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

第13条(競技短縮又は延期)

天候あるいは社会的事情により競技消化が不可能であるとLPGAが判断した場合、競技は短縮又は延期されることがある。

第14条(TP単年登録)※LPGAトーナメント規約第12条参照

- 1. ファイナル以降のQTで成績順位が付いた者で、翌年度のTP単年登録をしようとする者は、その登録をしようとする年度の前年度に開催されるTP単年登録セミナーを受講しなければならない。ただしTP単年登録セミナーを3回以上受講した者は、この限りでない。
- 2. 前項の義務に違反した者は、TP単年登録をすることができない。
- 3. TP単年登録セミナーの詳細については、別途告知を行う。

第15条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第16条(施行)

本規定は、平成30年1月1日から施行する。